新潟県私立高等学校の設置認可に関する審査基準

平成６年10月１日制　　定
平成19年４月26日一部改正
平成23年７月14日一部改正

私立高等学校の設置認可については、次の基準によって審査する。

１　審査に当たっての基本方針について

(1)　今後長期にわたり中学校卒業者数が減少するなかで、私立高等学校の設置については、次に掲げる観点などから、その必要性が特に認められるものであること。

ア　県教育の発展上、必要と認められる場合

(ｱ)　新しい分野の教育内容を持つものなど、社会の変化に伴う新たな需要に対応するもの

(ｲ)　設置する地域内に同種の高等学校がないなど、その地域における教育の多様化を推進するもの

(ｳ)　設置する高等学校及びその教育内容について、関係市町村及び地域、保護者等からの理解が得られ、その設置について要望のあるもの

イ　同一学校法人において、既設高等学校の収容定員の減少を伴うものなど、地域内において総定員の増加を伴わない場合

ウ　その他、ア及びイに掲げるものに相当する特別の事情がある場合

(2)　前号の審査に当たっては、特に、次の事項等に十分留意すること。

ア　将来的にも十分な生徒確保の見込があること。

イ　将来的な経営基盤の安定性が確保されていること。

２　名称について

高等学校の名称は、高等学校として適当であるとともに、その高等学校の教育内容にふさわしいものでなければならない。この場合、他の学校と紛らわしい名称、生徒、保護者等に対してその教育内容等について誤解を与える名称であってはならないこと。

３　立地条件について

立地条件が適切であり、設置する高等学校が他の高等学校と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

４　規模（収容定員）について

(1)　生徒に行き届いた指導を行うとともに、生徒の能力・適性、進路等の多様化に対応した弾力的な教育課程の編成を行えるよう適正な規模であること。

(2)　収容定員は、地域内の需要に応じて生徒の確保が十分可能なものであること。

5　学級編制について

同時に授業を受ける１学級の生徒数は、原則として、40人以下であること。

6　教職員組織等について

(1)　教職員組織については、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）に適合すること。

(2)　校長は、原則として、専任であること。

7　施設及び設備について

(1)　施設及び設備については、設置する学科の種類及び生徒数に応じて相当のものであって、高等学校設置基準に適合すること。

(2)　施設及び設備については、「学校法人等の寄附行為、寄附行為変更、解散の認可等に関する審査基準」（以下「学校法人審査基準」という。）の１の(1)及び２の(1)を準用する。

(3)　他の学校の施設及び設備の共用は、教育上及び安全上支障がなく、次の各号全てに該当する場合に認めるものであること。

ア　同一の設置者が設置する学校であること。

イ　同一敷地内又は隣接地に併設されること。

8　教育課程について

教育課程については、法令及びこれに基づき定められた学習指導要領等の基準に沿って編成・実施されること。

9　経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、学校法人審査基準の１の(2)を準用する。

10　既設校等について

既設校等については、学校法人審査基準の２の(5)を準用する。